平成２７年（フ）第１７２２号
大阪市生野区巽北３丁目19番３号
債務者　相田　常子
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７２５号
大阪市浪速区塩草３丁目11番４―503号
債務者　山田　敏夫
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７４６号
大阪府茨木市沢良宜浜２丁目13番19号　山脇ハイツ７号、前住所大阪府茨木市沢良宜西４丁目２番12号　竹原文化１階
債務者　足立　康夫
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７６５号
大阪府高槻市辻子３丁目69番４号
債務者　米倉　　透
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７７８号
大阪府茨木市中河原町16番10―２号
債務者　森本　祥之
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７７９号
大阪府茨木市中河原町16番10―２号
債務者　森本千比呂
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７９６号
大阪府摂津市鶴野４丁目３番32―４号
債務者　濵田　里加
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７９９号
大阪府門真市末広町32番26号　パチンコ店大映会館内
債務者　吉田守沙高こと　権　　福一
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８２５号
大阪府八尾市北久宝寺２丁目１番３―905号
債務者　木南　宗男
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８５５号
大阪府東大阪市豊浦町17番22号　アビィロード枚岡Ｃ棟203号
債務者　松宮　明美（旧姓鹿谷）
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８６１号
大阪府大東市南新田１丁目25番103号
債務者　中本真奈美（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７号
山口県宇部市小松原町２丁目２番27号
債務者　江本　謙三
1　決定年月日時　平成27年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第２３号
宮城県栗原市栗駒沼倉木鉢26番地
債務者　千葉　良悦
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第１４３号
埼玉県越谷市南越谷３丁目13番17号　コバカバーナ202
債務者　黒田あや子
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１４５号
埼玉県春日部市谷原新田2063番地　春日部谷原新田団地１―403号
債務者　赤沼　一樹
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１５０号
埼玉県三郷市彦成４丁目５番12―301号
債務者　岡本　太一
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１５５号
埼玉県越谷市大字大林295番地１
債務者　大倉　知子
1　決定年月日時　平成27年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係